

# 軽自動車税（種別割）課税免除（商品中古車）取扱要領

函 館 市 財 務 部

## 1 目的

函館市税条例第64条の3第1項に規定する、課税免除となる軽自動車等の対象範囲および申請手続等を定めることにより、円滑な事務処理が行われることを目的とする。

## 2 課税免除の範囲

商品であって使用されていない軽自動車等で、課税免除申請書が提出されている軽自動車等とする。なお、商品であって使用されていない軽自動車等とは、販売を目的として取得した軽自動車等で、車両番号または標識の有無を問わず、販売を目的として一定の場所に置かれた軽自動車等とし、試乗車、代用車およびリース車として使用する場合には課税免除の対象としない。

## 3 申請方法および受付期間等

- (1) 課税免除を希望する者は様式1の「商品に係る軽自動車税（種別割）課税免除申請書」（以下「申請書」という。）をもって、函館市長に申請するものとする。
- (2) 申請書の受付期間は、当該課税免除を受けようとする課税年度の4月1日から4月15日までとし、当該年度の課税免除を受けた場合は、軽自動車税（種別割）の納税通知書は発布されないこととなり、函館市長は様式2の「商品に係る軽自動車税（種別割）課税免除認定通知書」により納税義務者へ通知するものとする。
- (3) 初回の申請時には古物商許可証または質屋許可証（以下「許可証」という。）の写しを添付することとし、次回の申請時からは許可内容に変更がない場合において許可証の写しの添付を省略することができる。

## 4 確認方法

- (1) 課税免除とする軽自動車等の確認にあたっては、申請書において下記のア、イの事項を確認して行う。
  - ア 納税義務者は所有者であり、かつ軽自動車販売業者または質権者（質屋営業法に規定する質屋営業を営むもの）であること。
  - イ 「許可番号」欄に古物商許可番号または質屋許可番号が記載されていること。（この場合、初回申請時に提出された許可証の写しに記載されている許可番号を確認すること。）
- (2) 申請書において、その軽自動車等が試乗車、代用車またはリース車で商品車に該当しない等の疑義がある場合には、納税義務者に電話等で照会若しくは現地調査のうえ確認する。その結果、試乗車、代用車またはリース車に該当することが判明した場合は、課税免除の申請を不認定とし、納税義務者へ様式3の「商品に係る軽自動車税（種別割）課税免除不

認定通知書」により通知するものとする。

## 5 課税免除の取消等

- (1) 課税免除通知後において調査により、課税免除に該当しないことが判明した場合は、課税免除を取消し、納税義務者へ様式3の「商品に係る軽自動車税（種別割）課税免除取消通知書」により通知し、納税通知書を発布する。（この場合は随時課税とする。）
- (2) 年度途中において所有者(使用者)等の変更があった場合は、その旨の届出がなくても次年度より課税対象の軽自動車等となる。

## 6 納税証明書(継続検査用)の交付

課税免除を受けた車両に係る納税証明書については、函館市役所本庁舎および各支所の税務証明窓口において、車検証（写し可）および申請者の身分証明書（運転免許証等）を持参のうえ、申請することにより、交付を受けることができる。

### 附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度軽自動車税の課税分から適用する。

### 附 則 （平成17年4月22日改正）

改正後の要領は、平成17年4月22日から施行する。

### 附 則 （平成21年2月17日改正）

改正後の要領は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則 （平成26年3月17日改正）

改正後の要領は、平成26年3月17日から施行する。

### 附 則 （平成28年4月1日改正）

改正後の要領は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則 （令和元年9月27日改正）

改正後の要領は、令和元年10月1日から施行する。

### 附 則 （令和3年3月31日改正）

改正後の要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 （令和4年3月30日改正）

改正後の要領は，令和4年4月1日から施行する。

## 令和 年度 商品に係る軽自動車税（種別割）課税免除申請書

令和 年 月 日

函館市長 あて

納税義務者 住所(所在地) \_\_\_\_\_

氏名(名称) \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

下記の車両については、「商品であって使用されていない軽自動車等」であるので課税免除の申請をします。

定置場（展示場所）	函館市		
車両番号または標識番号	登 録	年 月 日	備 考
<input type="checkbox"/> 函館市 <input type="checkbox"/> 函 館	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 函館市 <input type="checkbox"/> 函 館	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 函館市 <input type="checkbox"/> 函 館	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 函館市 <input type="checkbox"/> 函 館	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 函館市 <input type="checkbox"/> 函 館	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 函館市 <input type="checkbox"/> 函 館	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 函館市 <input type="checkbox"/> 函 館	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 函館市 <input type="checkbox"/> 函 館	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 函館市 <input type="checkbox"/> 函 館	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 函館市 <input type="checkbox"/> 函 館	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 函館市 <input type="checkbox"/> 函 館	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 函館市 <input type="checkbox"/> 函 館	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 函館市 <input type="checkbox"/> 函 館	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 函館市 <input type="checkbox"/> 函 館	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 函館市 <input type="checkbox"/> 函 館	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	
許 可 番 号	（※初回の申請時には古物商許可証または質屋許可証の写しを添付すること。）		

令和 年度 商品に係る軽自動車税（種別割）課税免除認定通知書

令和 年 月 日

様

函館市長 印

下記の車両については、「商品であって使用されていない軽自動車等」として課税免除を認定しましたので通知します。

車両番号または標識番号	登録年月日	備考

- ※ 調査の結果、使用されていることが判明した場合は、認定を取り消す場合があります。
- ※ この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に書面をもって函館市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、
  - ①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、
  - ②処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、
  - ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 令和 年度 商品に係る軽自動車税（種別割）課税免除（不認定・取消）通知書

令和 年 月 日

様

函館市長

印

令和 年 月 日付けをもって「商品であつて使用されていない軽自動車等」として申請のありました下記の車両については、調査の結果、函館市税条例第64条の3第1項に該当しないものとし、課税免除を（不認定・取消し）いたします。

車両番号または標識番号	登録年月日	備考

不認定 または 取消理由	
--------------------	--

※ この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に書面をもって函館市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、  
①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、  
②処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、  
③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき  
は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。